

東大和市立地適正化計画及び東大和市地域公共交通計画策定支援業務委託 優先交渉権者選定要領

1 趣旨

この要領は、東大和市立地適正化計画及び東大和市地域公共交通計画策定支援業務委託優先交渉権者選定委員会設置要綱（令和7年1月17日市長決裁）により設置する東大和市立地適正化計画及び東大和市地域公共交通計画策定支援業務委託優先交渉権者選定委員会（以下「委員会」という。）における優先交渉権者のプロポーザル方式による選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 総則

(1) 選定の対象業務

東大和市立地適正化計画及び東大和市地域公共交通計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 選定に関する基本方針

本業務は、東大和市総合計画『輝きプラン』に位置付ける「メリハリのある都市空間の形成」や令和6年度に改定予定の東大和市都市マスタープラン、令和8年度に策定予定の東大和市公共施設再配置計画等に示すまちづくりの実現に向け、拠点における都市機能の誘導により周辺地域における生活サービスやコミュニティの持続性を高め、地域公共交通と連携して、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進するため、市の現状と課題の分析・整理に加え、地域公共交通の利用実態に関する調査等を実施し、「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画と「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通計画の両計画の一体的な検討・策定の支援を行うことを目的とするものである。

このことを踏まえ、委員会において、本業務の委託に係るプロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）からの提出書類、提案内容を総合的に審査し、市にとって最も適当と認める者を優先交渉権者として選定するものとする。

3 審査及び選定

(1) 第1次審査（書類審査）

提出書類により、すべての参加者の審査を行い、上位3者以内を第1次審査通過者として選定する。ただし、参加者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、すべての参加者を第1次審査通過者とする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査通過者に対し、次のとおり第2次審査を実施する。

ア 第1次審査通過者による30分以内の提出書類の内容に関するプレゼンテーション

イ 第1次審査通過者に対する20分以内のヒアリング

ウ 第2次審査を行う順序は、原則、申請のあった順による。

(3) 審査の方法

ア 第1次審査においては、「別表第1 第1次審査基準表」に掲げる第1次審査の審査項目について、「(4) 採点基準」に示す評価内容により採点し、得点を算定する。委員会の委員全員の得点を集計した結果に基づき順位を決定し、第1次審査通過者を選定する。

イ 第2次審査においては、「別表第2 第2次審査基準表」に掲げる第2次審査の審査項目について、「(4) 採点基準」に示す評価内容により採点し、得点を算定する。委員会の委員全員の得点を集計した結果に基づき順位を決定し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(4) 採点基準

第1次審査及び第2次審査について、各審査項目（提案価格は除く。）を下表の評価内容により5段階で採点する。

評価内容	採点
非常に優れている	5点
優れている	4点
標準	3点
劣る	2点
非常に劣る	1点

(5) 審査における留意点

ア 第1次審査の得点は第2次審査には持ち越さない。

イ 第2次審査において、第1次審査通過者が1者の場合であっても審査を行う。

ウ 第1次審査及び第2次審査において、複数の同得点者が生じた場合は、委員会の委員の合議により提案内容の総合評価を行い、順位を決定する。

エ 第1次審査及び第2次審査において、得点が著しく低い審査項目がある者は、第1次審査通過者又は優先交渉権者若しくは次点交渉権者として選定しないことができるものとする。

オ 第1次審査及び第2次審査において、委員会の委員の採点の合計点が満点の6割（最低水準得点）に満たない場合は、第1次審査通過者又は優先交渉権者若しくは次点交渉権者として選定しない。

(6) 説明の聴取等

委員会は、優先交渉権者の選定に必要と認めるときは、参加者に対し説明又は資料の提出を求めることができる。

(7) その他必要な事項

この要領に定めるもののほか、優先交渉権者の選定に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表第1 第1次審査基準表

第1次審査項目		評価視点	配点	採点
業務実績		・本業務を遂行できる十分な実績を有しているか。	5点	5点～1点
業務体制		・本業を遂行するために必要な業務体制となっているか。	5点	5点～1点
		・本業務を遂行する上で、管理技術者及びその他技術者が十分な経験、資格、実績を有しているか。	5点	5点～1点
企 画 提 案	i. 立地適正化計画と地域公共交通計画の連携に関する考え方と手法	・両計画を一体的に検討・策定する利点を生かせる提案となっているか。 ・計画策定後も両計画の連携が維持される提案となっているか。	10点 (採点×2)	5点～1点
	ii. 現状分析と課題整理の方法	・連携すべき関連計画や施策等を適切に把握し、その反映方法や連携に工夫がある提案となっているか。 ・移動実態やニーズ、課題を把握できる効果的・効率的な調査方法及び集計・分析方法の提案となっているか。	10点 (採点×2)	5点～1点
	iii. 方針・施策の検討方法	・誘導方針、各誘導区域や誘導施設、地域公共交通の基本的な方針及び防災指針等の検討方法が地域特性を踏まえて適切に整理された提案となっているか。 ・両計画の連携、その他関連計画（公共施設再配置計画等）の反映方法に工夫がある提案となっているか。	15点 (採点×3)	5点～1点
	iv. 目標の検討方法	・地域特性や関連計画を踏まえて、目標設定や評価方法等の検討方法が適切に整理された提案となっているか。	10点 (採点×2)	5点～1点
	v. 市民等への周知と意見収集の方法	・市民や関係団体等との情報共有や意見交換、周知の機会の設定は適切かつ具体的な提案となっているか。 ・市民への周知方法に工夫があり、効果的・効率的な提案となっているか。	15点 (採点×3)	5点～1点
	vii. テーマ共通	・自社の実績、ノウハウ、他事例等を活用した魅力的な提案となっているか。 ・市にとって有益であり、実現性のある提案となっているか。 ・計画実施にあたってのコストを踏まえた提案となっているか。	15点 (採点×3)	5点～1点
	業務工程		・具体的かつ明確で確実な遂行が見込まれる提案となっているか。 ・段取りが分かりやすい提案となっているか。	5点
提案価格		(最低提案価格/当該提案価格) × 10点	10点	
第1次審査合計			105点	

別表第2 第2次審査基準表

第2次審査項目		評価視点	配点	採点
業務遂行能力・表現力・知識・理解度・コミュニケーション能力等		・企画提案書の内容と整合し、資料がわかりやすく整理されているか。	5点	5点～1点
		・本業務遂行に必要な知見を十分に有し、それに基づき分かりやすく、適切に説明しているか。	5点	5点～1点
		・質問内容を的確に理解し、質問に対する回答が迅速かつ明確か。	5点	5点～1点
		・本業務を信頼して任せることができるか。熱意があるか。	5点	5点～1点
業務実績		・本業務を遂行できる十分な実績を有しているか。	5点	5点～1点
業務体制		・本業を遂行するために必要な業務体制となっているか。	5点	5点～1点
		・本業務を遂行する上で、管理技術者及びその他技術者が十分な経験、資格、実績を有しているか。	5点	5点～1点
企 画 提 案	i. 立地適正化計画と地域公共交通計画の連携に関する考え方と手法	・両計画を一体的に検討・策定する利点を生かせる提案となっているか。 ・計画策定後も両計画の連携が維持される提案となっているか。	10点 (採点×2)	5点～1点
	ii. 現状分析と課題整理の方法	・連携すべき関連計画や施策等を適切に把握し、その反映方法や連携に工夫がある提案となっているか。 ・移動実態やニーズ、課題を把握できる効果的・効率的な調査方法及び集計・分析方法の提案となっているか。	10点 (採点×2)	5点～1点
	iii. 方針・施策の検討方法	・誘導方針、各誘導区域や誘導施設、地域公共交通の基本的な方針及び防災指針等の検討方法が地域特性を踏まえて適切に整理された提案となっているか。 ・両計画の連携、その他関連計画（公共施設再配置計画等）の反映方法に工夫がある提案となっているか。	15点 (採点×3)	5点～1点
	iv. 目標の検討方法	・地域特性や関連計画を踏まえて、目標設定や評価方法等の検討方法が適切に整理された提案となっているか。	10点 (採点×2)	5点～1点
	v. 市民等への周知と意見収集の方法	・市民や関係団体等との情報共有や意見交換、周知の機会の設定は適切かつ具体的な提案となっているか。 ・市民への周知方法に工夫があり、効果的・効率的な提案となっているか。	15点 (採点×3)	5点～1点
	vii. テーマ共通	・自社の実績、ノウハウ、他事例等を活用した魅力的な提案となっているか。 ・市にとって有益であり、実現性のある提案となっているか。 ・計画実施にあたってのコストを踏まえた提案となっているか。	15点 (採点×3)	5点～1点
	業務工程		・具体的かつ明確で確実な遂行が見込まれる提案となっているか。 ・段取りが分かりやすい提案となっているか。	5点
提案価格		(最低提案価格/当該提案価格) × 10点	10点	
第2次審査合計			125点	